

(1) 条例とは何なのか

本論文では条例をテーマに、私たちとどのような点で関わっているのかを中心に述べていく。そこでまず始めに、浅くではあるが条例の概要と条例ならではの特徴を整理しようと思う。

条例、それは地方公共団体が財産管理と事務処理を行い、行政を執行する権能を有し、法律の範囲内でルールを決めることができるものである。ちなみに地方公共団体とは、県や区のことを指す。地方公共団体の県議会や区議会の議員たちが立案、提案し、制定するか否かの議論が行われる。

法律は国全体に効力のあるものであるが、それに対し条例は地方公共団体ごとに設定することができるものであるため、法律同等の効力はないのである。ここが条例の特徴ともいえるであろう。そして、その自治地区内でのみ有効とされる決まりであることが最大の特徴ではないかと考える。

条例という言葉聞いたことがあっても、自分の住んでいる地域の条例を全て理解しているという人はさほど多くはないだろう。今や条例はあって当たり前という存在になり、各自治体に多くの条例が存在しているのだ。

(2) 栃木県の条例

この項では、私が現在住んでいる栃木県を例として挙げ、県内にある条例を、分野ごとに見ていこうと思う。

まず一つ目は県民生活における、ひとにやさしいまちづくり条例である。この条例には、建築物の整備基準が記されている。例えば、敷地内の通路は表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。洗面所を設ける場合は車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けた洗面所を一か所以上設置すること、といったような内容が記載されている。これを見ると誰もが快適に使用することができるような心づかいが伺える。

二つ目は衛生環境における、薬物の濫用の防止に関する条例である。この条例では、知事指定薬物の製造、栽培、販売、購入、所持、使用の禁止、多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすることの禁止が記されている。この条例は平成二十七年になってから制定された新しい条例である。栃木県はあまり治安が良くないと私は感じている。時代の流れに合わせて必要と考えられるルールが増えてきているのだろうかと考えさせられる条例だと思う。

三つ目は林務観光における、とちぎふるさと街道景観条例施行規則である。街道景観形式地区(保全ゾーン・美化ゾーン)において、新築・増築・改築・移転・外観の変更や木竹の伐採など条例で定められた特定の行為をする場合は、栃木県知事へ書類の提出が必要とされている。街並みを守るために、条例を用いての徹底ぶりが伺える。今の景観が保たれているのは条例の存在のおかげが多いのかもしれない。

### (3) 生活との結びつき

第二項では栃木県の条例を見てきた。この項では、二項で挙げた条例の中から二つのものと、生活との結びつきを深く見ていくことにする。

一つ目は、県民生活における、ひとにやさしいまちづくり条例との結びつきだ。実際に自分が良く利用する薬局を例に条例の結びつきを考えていこうと思う。条例により、幅は内法を 80 センチメートル以上とすることといったことや、廊下等の末端付近への構造は、車いすの回転に支障の無いものとし、かつ区間五十メートル以内に車いすが回転できる構造を設けなければならない。考えてみれば、入り口には十分な幅が設けられており、入り口直ぐ近くは開けているイメージがある。そして、レジ付近と店の奥側は、広めの通路のように感じる。これは、車いすが回転動作を行えるような設計ということがふまえられているのだろう。

二つ目は、林務観光における、とちぎふるさと街道景観条例施行規則との結びつきだ。ここでは、栃木県的那須塩原市を例に見ていこうと思う。私は一度ここを実際に訪れたことがある。印象としては、道路沿いにも木々が多く存在し、別荘地でもあるというイメージだ。この条例に基づき、地区内において、保全ゾーンと美化ゾーンに分かれ、それぞれのゾーンによって基準を変え、町の景観を保とうとしている。先ほど私的那須塩原市の印象として、森林が多いというような内容を挙げたが、それには、樹木の保全に関する項目の存在が深くかかわっているように思える。この規定により、街道(道路境界線)から 5 m 以内にある樹林は原則として保全することが記されているからだ。この項目のおかげで、緑豊かな景色を目にすることができるのである。また、県内の場所によっては、京都と同じように、看板の配色が通常のものとは異なり、落ち着いた配色がされている場合がある。

### (4) まとめ

上記でいくつかの条例を見てきた。そこから、どのような点が私たちとの生活に関係を持っているのかが伺えた。今回は栃木県内の条例を詳しく見たが、各自治体により定められる条例は実に様々である。調べてみると、名前からユニークなものまで、多くの条例が全国には存在する。

そして、条例にはその地域の特徴が影響してできているものも少なくない。私が住んでいる栃木県の宇都宮市は薬物が出回っていると聞くので、薬物所持率が高い傾向にあることも関係しているのであろう。

一方で他県では地域の特産品を生かした条例などもある。つまり身の回りの条例は、悪い環境にあることを改善するための条例と、良い部分をさらに引き延ばすことに繋がる条例に分類することもできる。

最後に、条例を見ることで自分の住んでいる地域がどのような地域なのかを知る、一つの情報源となると私は思う。あまり密接に関わっているように思えないかもしれないが、私たちの生活に関係している部分が意外と多いのだ。自分の住んでいる地域の条例を一度見てみると、何か面白い発見があるのではないだろうか。